

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計 画 主 体	羽 曳 野 市

羽曳野市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 羽曳野市土木部農とみどり推進課
所 在 地 羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号
電 話 番 号 0 7 2 - 9 5 8 - 1 1 1 1
F A X 番 号 0 7 2 - 9 5 0 - 2 0 5 5
メールアドレス noutomidori@city.habikino.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス・ムクドリ・アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	羽曳野市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	ブドウ・野菜類・水稻	3, 432千円／32a
カラス	ブドウ	5, 698千円／53a
ムクドリ	ブドウ	3, 214千円／30a
アライグマ	ブドウ・野菜類・水稻	1, 382千円／13a

(2) 被害の傾向

- ① イノシシの被害
イノシシによる被害は、主に駒ヶ谷地区一円で発生し、主にブドウの食害やブドウの木の根元を掘り起こす被害が発生。
- ② カラスの被害
駒ヶ谷地区一円でブドウの食害が発生。
- ③ ムクドリによる被害
駒ヶ谷地区一円でブドウの食害が発生。
- ④ アライグマによる被害
アライグマによる被害は、羽曳野市内全域であり、一部の営農地及び家庭菜園等における小規模な被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ カラス ムクドリ アライグマ	13, 726千円 ／128a	10, 290千円 ／100a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ ムクドリ・カラスの捕獲については、一般社団法人大阪府猟友会（以下、「猟友会」とする。）に依頼し、6月～7月にかけて銃による捕獲。 ・ イノシシの捕獲については、捕獲檻の設置と捕獲檻の見回りを猟友会に依頼。 加えて、狩猟期間中については猟友会がくくり罠を設置する。 市民及び市内企業社へのアライグマ捕獲檻の貸出しの実施。	・ 高齢化等により、狩猟者が減少。 ・ 被害の増加に伴い、捕獲檻の設置・貸出しの要請が増加傾向。
防護柵の設置等に関する取組	・ 農家個人による電気柵の設置。	・ 担い手不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題。

(5) 今後の取組方針

イノシシの捕獲数は増加傾向にあるが、引き続き対策として箱わなの貸出し・設置及びくくり罠の設置に加え、猟期は猟友会による被害地区の見回り等を実施していただく。近年イノシシが繁殖しているため、駒ヶ谷地域で圃場荒らしの被害が多いことから、「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用して侵入を防止する柵等の設置を行い、被害を防止する。 また、地域住民が主体となって、被害防止対策を講じられるよう啓発を図るとともに、自ら農作物を守る意識を促しながら、地域ぐるみで対策を推進する。 カラス、ムクドリの捕獲数は増加傾向にあり、地域住民の高齢化に伴い農家が減少し、放任果樹園が増加した結果、果樹残渣を餌として鳥獣が増加したことも考えられるので、地域の就農を積極的に支援し、放任農園の減少を図っていく。また、猟友会による積極的な捕獲業務も引き続き行ってもらおう。 アライグマの捕獲数は増加傾向にあり、引き続き対策として捕獲檻の貸出し（15日間）に加え、可能な限り貸出期間の延長を行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、カラス、ムクドリに関しては、猟友会の羽曳野支部に依頼して捕獲業務を行ってもらっている。

アライグマに関しては、羽曳野市内の住人、企業を対象に捕獲檻の貸出を行っている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	イノシシ カラス ムクドリ アライグマ	・ 箱わな及びくくり罠を設置。 ・ カラス・ムクドリの銃による駆除の実施。 ・ 年間を通して被害地区のパトロール及び駆除の実施。 ・ 捕獲檻の貸出の実施。
7	イノシシ カラス ムクドリ アライグマ	・ 箱わな及びくくり罠を設置。 ・ カラス・ムクドリの銃による駆除の実施。 ・ 年間を通して被害地区のパトロール及び駆除の実施。 ・ 捕獲檻の貸出の実施。 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵を設置。
8	イノシシ カラス ムクドリ アライグマ	・ 箱わな及びくくり罠を設置。 ・ カラス・ムクドリの銃による駆除の実施。 ・ 年間を通して被害地区のパトロール及び駆除の実施。 ・ 捕獲檻の貸出の実施。 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵を設置。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）、第4期大阪府アライグマ防除実施計画をふまえ、被害の軽減目標を達成するため、生息状況、被害状況等を考慮し、有害鳥獣捕獲許可に基づいて適法かつ適正な手段により捕獲を行う。

・ 各鳥獣の令和3年～令和5年の捕獲実績

イノシシ	令和3年： 29頭、令和4年： 58頭、令和5年： 24頭
カラス	令和3年： 105羽、令和4年： 104羽、令和5年： 169羽
ムクドリ	令和3年： 58羽、令和4年： 68羽、令和5年： 58羽
アライグマ	令和3年： 35頭、令和4年： 78頭、令和5年： 46頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	１００	１００	１００
カラス	２００	２００	２００
ムクドリ	２００	２００	２００
アライグマ	６０	６０	６０
捕獲等の取組内容			
イノシシ 年間を通して猟友会へ、捕獲檻の見回りを依頼し、猟期に関して別途 猟友会と契約を結んだ上で、見回りを強化。 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して柵を設置することで圃場へ の侵入を防ぐ。 カラス・ムクドリ ６月～７月まで、猟友会へ銃による捕獲を依頼。 アライグマ 年間を通して捕獲檻の貸出しによる捕獲。			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
羽曳野市 (平成19年4月 権限委譲済)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、 トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ（メ ス

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	—	金網柵1900m ワイヤーメッシュ柵1500m	金網柵2000m ワイヤーメッシュ柵2000m

(2) その他被害防止に関する取組

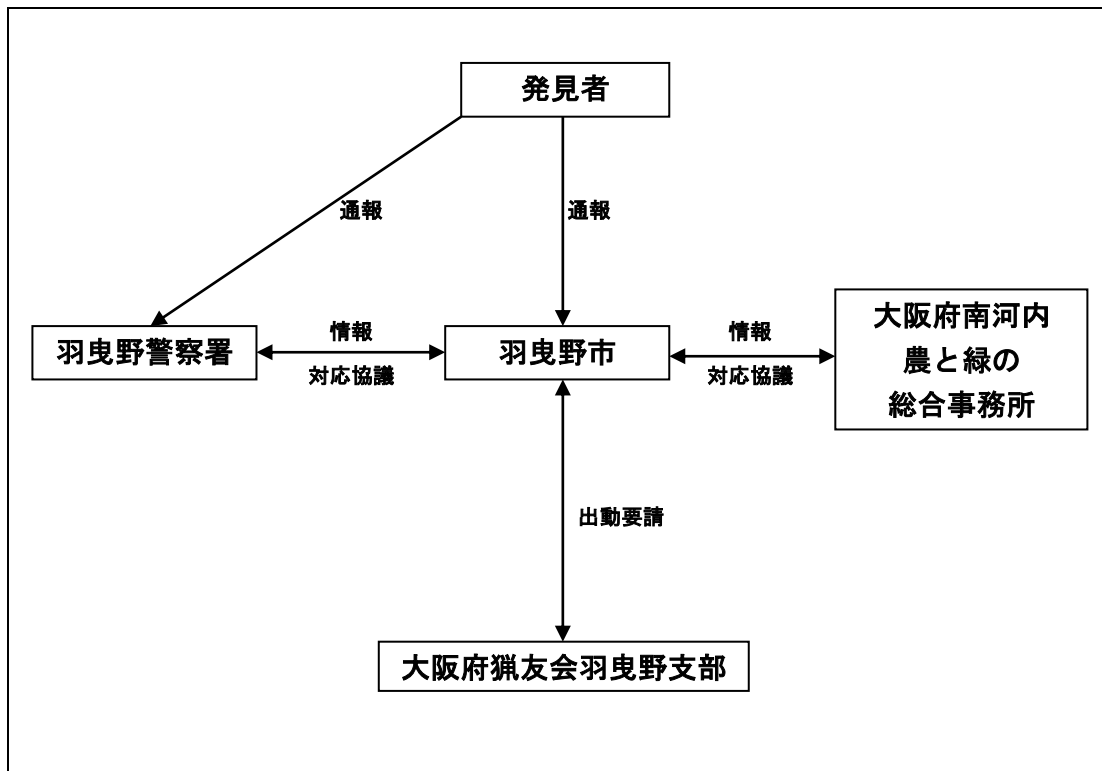
年度	対象鳥獣	取組内容
6～8年度	イノシシ	年間を通して被害地区のパトロール及び駆除の実施。 猟友会への委託による適正な個体数調整。 箱わなの設置。
	カラス ムクドリ	猟友会への委託による適正な個体数調整。
	アライグマ	年間を通して捕獲檻の貸出しによる捕獲。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
羽曳野警察署	安全確保に関すること
大阪府猟友会羽曳野支部	対象鳥獣に捕獲等に関すること
羽曳野市	出没状況に関する連絡及び調整 出没情報の広報活動

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・アライグマは止めさし後に焼却処理、カラス・ムクドリは埋設処理。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

利用予定無し。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	羽曳野市鳥獣被害対策協議会
構 成 員	役 割
大阪南農業協同組合	有害鳥獣全般に関する協議会の運営
大阪府農業共済組合	有害鳥獣の農地被害状況に関すること
羽曳野市農業委員会	有害鳥獣の農地被害状況に関すること
羽曳野市地区実行組合長	有害鳥獣に係る情報発信等
大阪府猟友会	有害鳥獣の生息状況・捕獲・技術講習
大阪府南河内農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する対策の助言・指導
羽曳野市農とみどり推進課	有害鳥獣に係る助言・協議会事務局

協議会の名称	羽曳野市ぶどう就農促進協議会
構 成 員	役 割
羽曳野市ぶどう就農促進会農業者 9 名	有害鳥獣の農地被害状況に関すること 有害鳥獣の農地被害防止に関すること
大阪南農業協同組合	有害鳥獣の被害対策に関する対策の助言・指導
大阪府南河内農と緑の総合事務所	
羽曳野市農業委員会	
羽曳野市農とみどり推進課	協議会事務局

協議会の名称	南河内ぶどう鳥獣対策協議会
構 成 員	役 割
飛鳥ワイン株式会社	有害鳥獣全般に関する協議会の運営
株式会社河内ワイン	有害鳥獣の被害対策に関する対策の助言・指導
なかむらぶどう園	有害鳥獣被害の集計把握に関すること
農業者 1 名	有害鳥獣防止機材の物資導入に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村の鳥獣被害防止対策協議会との情報交換等、連携を行い、効率的な被害防止対策を推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害軽減のために、地域住民が主体となり、猟友会羽曳野支部と協力しながら、箱わなの設置や侵入防止柵の計画的な設置等、対策を講じていくが、農地・山林所有者による草刈り等の推進や鳥獣被害防止に向けての啓発活動も行い、地域が一丸となって取り組む体制づくりを進めていく。
--